

平成30年9月に発生した地震災害に対する
災害義援金の取扱いについて（10月17日現在）
－北海道沙流郡日高町における災害義援金－

平成30年9月6日に発生した地震により、北海道沙流郡日高町において甚大な被害が発生しており、被災地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。
信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先および取扱期間

北海道沙流郡日高町 平成30年10月18日(木)～平成31年3月29日(金)

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。また、振込依頼書には送付先を「〇〇県〇〇市(町または村)(災害義援金)」とご記入ください。

寄付先	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
北海道 沙流郡 日高町	苫小牧信用金庫 門別支店	047	普通	1503236	日高町災害義援金 日高町長 大鷹 千秋

3. 振込手数料

無料(窓口の場合)

〈所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ〉

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上